

ごみ集塵箱設置費補助金について

1. ごみ集塵箱とは

家庭から排出されるごみの収集場所に「ごみ集塵箱」を設置することにより、動物等の被害から守り、併せて住み良い環境づくりを図るためのものです。

郡上市では「郡上市ごみ集塵箱設置費補助金交付規則」により、交付対象となる団体や集塵箱の条件、補助金額に関する条件等を定めています。

2. 交付対象となる団体

ごみ集塵箱を購入、設置し、かつその維持管理について設置者自らが責任を負うことのできる団体を対象としています。

3. 交付の対象となるごみ集塵箱

○鳥獣等の被害から守れる堅牢な構造及び材質のもの

○大きさは容量300リットル以上のもの



4. 補助金の交付金額

ごみ集塵箱1基につき、50,000円を限度として、設置に要した経費（消費税相当額を含む。）の2分の1を交付します（100円未満切り捨て）。

5. 申請の方法

所定の補助金交付申請書兼請求書に下記の書類を添付のうえ、環境水道部環境課 または各振興課窓口にご提出ください。なお、申請はごみ集塵箱を設置する自治会長等で行ってください。

○添付書類

- ・ごみ集塵箱を購入したときの領収書（写し）
- ・設置場所の地図
- ・設置後の写真

問合せ先・・・郡上市役所 環境水道部 環境課 TEL 0575-67-1833

または各振興事務所 振興課